

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和八年九月十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和八年三月五日奈良県指令郡土第四二―二九号

令和八年八月二十日奈良県指令郡土第四二―二九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年九月一日郡土第七五三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年九月一日郡土第二七三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市壱分町七三三番二の一部、七四〇番一、七四〇番七、七四〇番八、七四〇番

九、七四〇番一〇及び七四〇番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町一一三番四

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原正記

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町七三三番二の一部及び七四〇番一

下水道 生駒市壱分町七三三番二及び七四〇番一の各一部